

# 令和5年度事業計画書

## 1 事務局

一般国道9号（北条道路）道路改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査についての鳥取県との業務委託契約並びに鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）、鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理に関する協定に基づき、財団の予算編成や決算の作成、理事会、評議員会の開催、また鳥取県からの派遣職員等の人事管理など財団運営に係る事務局業務を行う。

## 2 調査室

### 【一般国道9号（北条道路）道路改築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査】

鳥取県から受託する標記の事業について、以下の遺跡に係る発掘調査及び出土品等の整理作業並びに報告書作成のための筆耕作業等を行う。

遺跡名	所在地	遺跡の概要
ながせたかはま 長瀬高浜遺跡	東伯郡湯梨浜町 はわい長瀬	弥生時代前期～近世の集落跡、古墳群、畠跡など。特に古墳時代の集落跡は県内最大規模で、過去の発掘調査で出土した埴輪群は国指定重要文化財。

## 3 県民ふれあい会館

鳥取県から指定管理を受託した鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）の施設の管理運営及び生涯学習の振興に関する業務を行う。

【受託期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで】

### 管理運営の概要

- ・開館時間 午前9時から午後9時（日曜日、祝日は午後7時）まで
- ・休館日 年末年始（12月29日から1月3日まで） 点検等による臨時休館日あり
- ・業務内容
  - ア 施設設備の維持管理
  - イ 利用者の総合受付・案内等
  - ウ 施設の利用の受付・許可・貸出等、利用料金の徴収
  - エ 団体交流室の利用・許可、利用料金及び光熱水費等の徴収
  - オ 自動販売機の設置
  - カ レストランの運営

(1) 管理運営の基本的な考え方、方針

管理運営の方針 生涯学習センターの設立趣旨や生涯学習施策を進めるための拠点施設であることを十分に把握し、県教育委員会と連携して管理運営にあたる。 社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を図ることを管理運営の基本に据える。
<ul style="list-style-type: none"><li>・安全・安心・快適な学習環境の提供を行う。</li><li>・公平・平等な管理運営を行う。</li><li>・法令等を遵守した適切な施設維持管理を行う。</li><li>・利用者のニーズを把握し、利用者の視点に立ったサービスの向上を図る。</li><li>・コスト削減を行いながら、適正な管理運営に努める。</li><li>・県民や関係機関との連携を視野に入れた効果的な管理運営を行う。</li></ul>

(ア) 県の事業への協力

常に県教育委員会と連絡を密にし、社会教育・生涯学習に関する事業での生涯学習センターの利用を図る。

(イ) 管理基準・サービスの提供内容

当センターには、社会教育団体などの事務所があり、平日を休館にすることができない。また、利用者のサービスの観点から、休館日は12月29日から1月3日までの6日間とする。ただし、設備点検作業等及び工事を実施するために臨時的に休館日を設ける。

(ウ) 組織及び職員の配置等

令和5年度の組織及び職員の配置については次のとおりであるが、業務の効率性や効果的な管理運営等を勘案し、変更も含めて今後検討していきたい。

館長①		
総務係長①	庶務担当 (非常勤①)、施設貸出担当 (非常勤③)	
生涯学習係長①	情報提供担当	生涯学習指導員①、生涯学習相談員 (非常勤①)
	県民カレッジ担当	生涯学習指導員①
	生涯学習推進担当	生涯学習相談員 (非常勤②)
技術管理係長①	技術管理担当	技術職員①
	警備担当	警備員 (非常勤②)

(2) 生涯学習の普及振興事業

① 受託事業

- ・学習相談
- ・県内生涯学習団体等への支援
- ・入居団体等への支援

- ・生涯学習展示コーナーの企画・運営
- ・ふれあい文庫の企画・運営
- ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営
  - ア 市町村連携講座（3）  
倉吉市教育委員会、若桜町教育委員会、西部地区社会教育担当者研究協議会
  - イ 特別講座（9）  
鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学との連携講座（予定）
  - ウ とっとり県民カレッジ運営協議会（2）
- ・生涯学習情報の提供
  - ア 県内の生涯学習講座の情報収集及び連携講座の登録
  - イ 生涯学習情報提供システム「とっとり県民学習ネット」の運用
  - ウ 『生涯学習とっとり』の企画、編集、発行 1回4,800部（年6回）
  - エ SNS等の活用（講座情報発信のために活用）

② 自主事業

- ・生涯学習スクール「まなび」への登録・支援
- ・生涯学習講座等の企画・運営
  - 家庭教育支援講座 出前講座（東部1・中部1・西部1）
  - 健康セミナー 生涯学習公開講座（1）  
まちの保健室（1）
  - ふるさと再発見生涯学習講座 歴史講座（1）自然講座（1）
- ・生涯学習団体等への支援
  - 地域づくりスキルアップ講座（1）
- ・ランチタイムコンサート
- ・その他、生涯学習センターの利用促進を図るための業務

(3) 利用者数の見込み

令和5年度ホール・講義室・研修室等の利用者数の見込み ( ) は、減免対象で内数

区分	社会教育活動のための利用	左以外の利用	合計
上半期 (4～9月)	(970人・100件) 1,010人・110件	(1,680人・180件) 24,830人・2,610件	(2,650人・280件) 25,840人・2,720件
下半期 (10～3月)	(920人・100件) 950人・110件	(2,020人・220件) 27,220人・2,580件	(2,940人・320件) 28,720人・2,690件
合計	(1,890人・200件) 1,960人・220件	(3,700人・400件) 52,600人・5,190件	(5,590人・600件) 54,560人・5,410件
令和4年度 実績(見込み)	(1,892人・255件) 1,923人・259件	(3,127人・366件) 44,236人・4,875件	(5,019人・621件) 46,159人・5,134件

## 4 大山青年の家

鳥取県から指定管理を受託した鳥取県立大山青年の家の管理運営及び生涯学習の振興に関する業務を行う。

受託期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

管理運営の概要	
・利用時間	午前8時30分から午後5時15分まで
・休所日	・月曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。） ・年末年始（12月29日から1月3日まで）ただし、大人数の団体の申込みがあるなどの特別な場合は開所とする場合もある。
・業務内容	・施設設備の維持管理 ・施設の利用許可、利用料金の徴収 ・生涯学習の振興（補助） ・受付、来客対応、利用促進等

### (1) 管理運営の基本的な考え方、方針

施設の管理運営	「鳥取県立大山青年の家管理運営に関する協定書」やそれに付随する業務委託仕様書を遵守し、県が行う業務に協力し、連携しながら進める。
利用者の安全確保	日常の巡視点検による異常や損傷の早期発見、器具等の整理整頓、屋外の炊事場、オリエンテーリングコース等の点検・危険物の確認除去等を行う。
サービス向上・利用促進	あいさつの励行、関係者全員で情報共有し思い違いによるトラブルの回避を図るとともに、PRのターゲットを絞るなどの工夫をしながら、SNS等を活用する。
経費の節減	施設の維持管理業務の外部委託の場合、県産業振興条例の趣旨を踏まえ、競争入札を実施したり、物品購入でも品質の維持を図りながら、価格比較等を原則に、購入を進める。

#### (ア) 県の事業への協力

利用者の受付・計画段階から指導部門と連携を行い、円滑に事業を推進する。県の委託事業（星空観察事業や「地域ぐるみで体験の風をおこそう」運動推進事業）へも積極的に協力する。

#### (イ) 管理基準・サービスの提供内容

宿泊施設を伴う公の施設であることから、環境衛生、消防設備など法令に基づく維持管理はもちろん、45年経過した老朽化施設であることから日頃の巡視・点検を行い、利用者の安全安心を確保する。

アンケート集計などを通じ利用者の意見をくみ上げ、サービス向上に取り組み、広報活動にも

参画し青少年のみならずシニア世代へも利用促進を図っていく。また、SDGsへの取り組みにも積極的に取り組む。

(ウ) 組織及び職員の配置等

4名の職員を配置し資格を活かした業務の展開、さらには研修を行って業務の円滑に進める。宿泊に伴う早朝、夜間の業務も指導担当と綿密に情報共有しながら進める。

<p>大山青年の家（県直営）</p> <p>〔県職員〕 所長① 係長①、 指導員④</p>
<p>公益財団法人鳥取県教育文化財団</p> <p>〔常勤〕 次長①</p> <p>非常勤職員（事務職員①、技術指導支援員①、ボイラー技士①）</p>

(エ) 委託・再委託等

産業廃棄物処理や除雪業務など必要に応じて随時外部委託を行う。また、警備、浄化槽維持管理、建物清掃などは外部に再委託をして、円滑に業務を行う。

(2) 生涯学習の振興事業

① 主催事業（19事業） 別紙参照

大山青年の家が企画募集する野外活動・集団宿泊訓練等  
 大山ファミリー登山、エンジョイカヌー外体験型事業等  
 満天の星を見よう会（年間3回）（受託事業）

② 受入事業の野外活動等

活動計画のあるグループ（5名以上）の野外活動等  
 野外宿泊訓練、オリエンテーション等

(3) 利用者数の見込み 収支計画

コロナ禍により利用者数の見込みが立てにくい状況ではあるが、利用者数は前年度と同じ延23,000人を計画目標としていく。また、宿泊者数が回復傾向にあること、小グループの利用が伸び団体数は過去最多となっていること、光熱水費の高騰が懸念されることから、経費面でも注意して運営していく。

年度	日帰り	宿泊者	延宿泊者	合計（人）	利用団体数
R5見込	13,000	4,500	5,500	23,000	440
R4見込	12,050	2,925	3,505	18,480	475
R3実績	11,873	2,177	2,602	16,652	399

#### (4) 新型コロナウイルス対策

令和元年度末から感染症対策が最重要課題となっているが、当所においても鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画及び鳥取県主催イベントにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大防止マニュアル等に基づき、所内での感染防止を行っている。

また、令和3年12月に鳥取県新型コロナ対策認証事業所としての認証を取得し、定期的に業務手順書の見直しや遵守状況を点検確認しており、令和5年度も引き続き新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む。

### 5 むきばんだ史跡公園

鳥取県から指定管理を受託した鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営及び生涯学習の振興に関する業務を行う。

受託期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 管理運営の概要

- ・利用時間 午前9時から午後5時まで
- ・休所日
  - ・毎月第4月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その直後の休日ではない日）
  - ・年未年始（12月29日から1月3日まで）
- ・業務内容
  - ・施設設備の維持管理
  - ・管理運営の補助
    - i) 受付、来客対応、利用促進等
    - ii) 受入事業・主催事業実施に関する補助
  - ・利用料金の徴収)
  - ・その他利用者へのサービス提供
    - i) 売店及び自動販売機運営の委託
    - ii) 弥生体験活動と古代歴史教育の提供（補助）

#### (1) 管理運営の基本的な考え方、方針

施設の管理運営 「鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する協定書」やそれに付属する業務委託仕様書を遵守し、県が行う業務に協力し、連携しながら進める。

**利用者等の安全確保** 施設設備については、日常の巡視点検により異常や損傷の早期発見を行って、施設の不備による事故を防止するほか、受入事業・主催事業実施の際は、会場、駐車場の草刈を改めて行うほか、事前に園内を点検を行う。

**景観の美化** 広大な史跡公園の園内には、数多くの復元建物や墳丘墓とともに、眼下に見下ろす日本海や大山の山並みなどの素晴らしい景観もある。これらを来園者の方に楽しんでもらうため、園内の草刈りや管理道・遊歩道の整備を重点的に行う。

**利用者等へのサービス向上、利用促進** 令和2年度から継続して、利用者アンケートを実施しており、施設の維持管理においては、いつも綺麗に手入れがされている・広くて見晴らしが良いとの高評価が得られている。令和5年度も利用者アンケートを継続し、更なるサービスの向上や利用促進につなげていく。

(ア) 県の行う受入事業・主催事業についての協力・連携

受入事業・主催事業への協力・連携は指定管理者として極めて重要であり、特に事業計画の策定段階から参画し、事業の全貌を把握して事業実施の補助や協力を積極的に行う。

(イ) 主な管理の基準・サービスの提供内容

職員による施設内の巡視を定期的に行い、事件、事故の未然防止に努めるとともに、職員不在となる夜間や年末年始の休園日は警備会社に委託し、事件、事故、盗難などの未然防止を図る。

施設設備の維持管理で財団職員が対応できないものは、専門業者に業務を委託して対応する。

窓口での聞き取りやメール、アンケートを活用して利用者の声を把握するとともに、意見、要望の内容やそれに対する処理方針及び対応結果はホームページで公開する。

(ウ) 史跡管理に係る一定の技術水準を確保する方策

史跡管理に係る技術に関し、一定の水準を保つためには、維持管理作業に係る職員の復元建物の補修の知識や技術が必要である。引き続き、外部講師による茅葺技術者講習会の開催や毎月1回程度の県の文化財専門職員等との協議を実施し、技術水準の維持・向上に努める。

(エ) 組織及び職員の配置等

14名の職員を配置し適切な施設設備の管理を行うと共に、県のイベント等への積極的な協力を行う。また、受付では好感のもたれる来園者対応・電話対応を行う。

**むきばんだ史跡公園**

[県職員] 所長① 係長③、文化財主事③、  
非常勤職員（活用補助員）②、非常勤職員（史跡管理補助員）①

**公益財団法人鳥取県教育文化財団**

[常勤] 次長①  
非常勤職員（事務職員①、史跡管理員②、受付員②、維持管理作業員⑧）

(2) 生涯学習の振興事業

むきばんだ史跡公園活用事業計画（県主催事業）別紙参照

鳥取県立むきばんだ史跡公園が実施する次の事業について、連携・協力して実施する。

①とっとり弥生の王国 知・楽・学事業

・遺跡を知る ・遺跡を楽しむ ・遺跡を学ぶ

②「とっとり弥生の王国」プロモーション推進事業

・むきばんだフェスタ（10月中旬）

(3) 利用者数の見込み 収支計画

令和2年～4年度は、新型コロナの影響で利用者数は大きく減少した。一方で県外移動の制限を受けて、県内、特に東部地区小学校の修学旅行の受入は増加した。

引き続き、修学旅行等の受入などの増を利用者数は25,000人を計画目標としていく。

年 度	利用者数（人）	利用団体数
R5 計画	25,000	130
R4 見込	18,800	117
R3 実績	19,688	111

(4) 新型コロナウイルス対策

令和元年度末から感染症対策が最重要課題となっているが、当園においても鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画及び鳥取県主催イベントにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大防止マニュアル等に基づき、園内での感染防止を行っている。

また、令和3年度に県から鳥取県新型コロナ対策認証事業所としての認証を受けたので、これ以降は、この認証事業所として作成した「鳥取県立むきばんだ史跡公園 COVID-19感染予防マニュアル」を含めた感染予防対策を徹底しており、令和5年度も引き続き新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む。